

令和6年9月10日

第15回水俣市農業委員会

第15回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和6年9月10日
 - 開会 9時30分
 - 閉会 10時28分
- 3 出席委員
 - 農業委員 13名
 - 1番 坂本 隆司 君
 - 2番 竹下 正治 君
 - 3番 中村 清治 君
 - 4番 金田一充章 君
 - 5番 洲上 正嗣 君
 - 6番 寒川 勝 君
 - 7番 山内 英明 君
 - 8番 西本 和代 君
 - 9番 戸次 治夫 君
 - 10番 稲田 祐市 君
 - 12番 前田 仁 君
 - 13番 山下 隆敏 君
 - 14番 鬼塚 浩三 君
 - 推進委員 13名
 - 15番 宮森 功房 君
 - 16番 蒔元 政廣 君
 - 17番 竹本 義幸 君
 - 18番 嶋田 一成 君
 - 19番 岡本 成道 君
 - 20番 中村 幸充 君
 - 22番 池田 郁雄 君
 - 23番 松本 公昭 君
 - 24番 森下 義孝 君
 - 25番 坂口 新一 君
 - 26番 山口 初憲 君
 - 27番 古里 君廣 君
 - 28番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員
 - 農業委員 1名 11番 廣島 康雄 君
 - 推進委員 1名 21番 鐘ヶ江鼓子 君
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選出
 - 第2
 - 議第51号 農地法第3条の許可申請について
 - 議第52号 農地法第5条の許可申請について
 - 議第53号 農用地利用集積計画の申出について
 - 議第54号 令和6年度田畑売買価格等の決定について
 - 議第55号 令和6年度水俣市農地賃借料情報の公示について
- 6 農業委員会事務局
 - 局長 山村 良一
 - 主幹 遠山 悦史
 - 主任 山内 哲郎
 - 主任 山本 千夏

議 長 (坂本隆司君)	只今より、第15回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、13名です。 欠席者は、11番、廣島委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、4番、金田一委員、5番、洲上委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、13名です。 欠席者は、21番、鐘ヶ江委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、14番、鬼塚委員にお願いします。
14番委員 (鬼塚浩三君)	農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
議 長	続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (遠山悦史君)	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項（1）農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は、1ページになります。 1件ございます。 住宅建設への転用目的となります。 表の左から2列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で工事完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了してましたので、御報告申し上げます。 なお、農地は、令和6年1月31日に分筆され、記載のとおりとなっております。 次に、報告事項（2）許可不要転用について、でございます。 議案書は、2ページになります。 1件でございます。 届出人は、記載のとおりでございます。 土地の所在、地目は、記載のとおりです。

	1筆です。 面積は、509㎡の内、転用面積が70㎡です。 先に報告事項（１）で報告しました譲受人と届出人は同じ方で、農地転用許可後の工事の完了した土地に隣接する農地になります。 理由は、記載のとおり農地への進入路確保のため、施設概要は、農地用道路でございます。 場所は、３ページに記載のとおりです。 ４ページは、計画図となっております。 以上で、報告事項を終わります。
議 長	ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第51号、農地法第3条の許可申請について、を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
2番委員 (竹下正治君)	はい、議長。
議 長	はい、2番、竹下委員をお願いします。
7番委員	議第51号、農地法第3条の許可申請の1番について御説明いたします。 譲渡人、譲受人は、議案書記載のとおりです。 土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目台帳は、全て田、現況は、畑と田になっています。 面積は6筆合計で、3,251㎡。 譲受人の状況は、譲受人と配偶者と父親の3人で、農業に従事されています。 耕作面積は、記載のとおりですが、ほとんど耕作されています。 譲受人は、起業されておられますが、勤務しながら休日は農作業に従事され、年間150日以上は従事されています。 申請地は、7ページを御覧ください。 少し山間部に入りますが、そこに3筆あります。 本人は、果樹やブルーベリーを植えて、後で5条に出てこられる方ですので説明はいたしますが、本人は福祉事業経営と、青少年育成のためのスポーツ教室を運営されています。 子供達と一緒に、収穫を楽しみに果樹を栽培したいという事で購入したということでした。 譲渡人は、施設のほうにおられて、息子さんは熊本におられますので、農業経営ができないので譲られるということでした。 現地調査を9月5日に事務局2名と、御本人、行政書士、宮森推進委員と私の6人で行いました。 父親の実家が直ぐ近くで、農地も敷地と隣接しています。 周りは農地となっています。

	住宅地も近くにありますが、何ら周囲には支障はないと思います。 従いまして、農地法３条第２項の各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えられますので、御審議をお願いいたします。
３番委員 (中村清治君)	はい、議長。
議 長	３番、中村委員にお願いします
３番委員	議第５１号、農地法第３条の許可申請の２番について説明いたします。 議案書は、６ページを御覧ください。 譲渡人、譲受人は、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田。 面積は、１，３８２㎡です。 申請理由は、売買による所有権移転です。 申請地は、８ページを御覧ください。 現地調査を９月５日に、行政書士、事務局２名、古里推進委員と私で行いました。 既に整備され、綺麗になっていました。 譲受人の状況につきましては、譲受人と配偶者の２人で農業を行っておられます。 耕作面積は、自作地１４，２７６㎡となっていますが、ほとんど耕作されています。 農作業の従事日数につきましては、年間１５０日以上は従事されています。 来年から水稻を作ることです。 譲渡人は、農業をしていない為、誰か買ってくれる人を探していたとのことで、今回の申請になりました。 以上ですが、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 5 1 号、農地法第 3 条の許可申請については許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 5 1 号、農地法第 3 条の許可申請については、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定します。 次に移ります。 議第 5 2 号、農地法第 5 条の許可申請について、を議題といたします。
2 番委員	はい、議長。
議 長	はい、2 番、竹下委員をお願いします。
2 番委員	議第 5 2 号、農地法第 5 条の許可申請について、説明いたします。 譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。 先程の 3 条にもありましたが、譲受人は 1 番と 2 番に関連していますので、続けて説明します。 土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳が田、現況が畑です。 面積は、5 7 4 m ² 。 転用目的は、現在、借家に家族で居住しているが、子供も大きくなっていくことから、広い家を造りたい。 また、学校同校区内に定住したい、ということで申請されました。 申請地の農地区分は、第 3 種農地です。 概ね 3 0 0 m 以内に駅があるということで、所有権移転です。 施設概要、資金計画は、議案書記載のとおりです。 申請地は、1 1 ページ、先程 3 条の申請がありましたが、その隣です。 市道脇です。 9 月 5 日に、事務局 2 名、本人、行政書士、宮森推進委員と私の 6 名で現地調査を行いました。 周辺は、住宅が近くにあります。 隣接には、支障のある畑地もなく、周囲に影響ないと判断して参りました。 家庭排水は、合併浄化槽により、雨水も申請地近くの市道の側溝に流すということでした。 2 番のほうは、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況とも先程と同じ、田と畑になっております。 面積は、3 7 2 m ² 。

	同じく第3種農地です。 駐車場ということで、経営する株式会社及び一般社団法人の関係車両、従業員、来客用の駐車場を確保するために、駐車場が必要ということです。 施設概要、資金計画は、記載のとおりです。 先程も言いましたが、社団法人の福祉関係の事業をされておりまして、また、スポーツ教室を、水俣芦北に広める活動をされておりまして。 車関係も必要となってくるということでした。 住宅の駐車場の計画表は、12ページと13ページを御覧ください。 現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、個人住宅及び、駐車場の転用建築には問題ないと判断して参りましたので、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第52号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第52号、農地法第5条の許可申請については、許可書を交付することに決定します。 次に移ります。 議第53号、農用地利用集積計画の申出について、を議題といたします。 まず、新規設定の1番、及び一括方式の1番を審議した後、所有権移転の1番を審議いたします。 新規設定の1番は、私から説明します。
1 番委員 (坂本隆司君)	議第53号、農用地利用集積計画の申出、新規設定の1番について説明いたします。 貸人、借人は、土地の所在は、記載のとおりです。 地目、台帳現況ともに畑です。 面積は、10,450㎡。 始期終期は、令和6年10月1日から令和7年9月30日迄、期

	間1年。 利用目的は、玉葱。 借賃は無償で、利用権の種類は、使用貸借権です。 借人の耕作面積は、記載のとおりです。 申請地は、18ページを御覧ください。 手前の農地は、申請人が耕作されていて、玉葱を作っておられます。 3年くらい前に、借りて作っていた農地です。 合意解約がなされたので、その時に作れなくなりました。 現在は、相続が終わりまして、貸すようになりましたが、3年ほどたっているので、セイタカアワダチソウも大きくなっています。 整備はきちんとしてありますので、草を刈れば農地に返せる状況になっています。 3年前からいろいろと問題もあったんですが、今回、相続も終わり完了しました。 貸人は、他県におられまして、管理が出来ないので、貸し出すことになったようです。 借人も、きちんと玉葱を作っておられますので、いいかと思います。 従いまして、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いします。
3番委員	はい、議長。
議 長	はい、3番、中村委員をお願いします。
	議第53号、農用地利用集積計画の利用権一括方式について、説明いたします。 議案書は、16ページを御覧ください。 貸人、転借人は、議案書の記載のとおりです。 熊本県農業公社を転貸人として貸し借りをするものです。 土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況ともに畑です。 面積は、1,194㎡。 始期終期は、令和6年10月1日から令和11年9月30日迄の5年間です。 利用目的は、杉のポット苗です。 借賃は無償で、利用権の種類は、使用貸借権です。 転借人は、記載のとおりで、経営面積は、2,162㎡です。 主に杉の挿し木苗と、もち麦を生産されています。 法人の役員1名、農業に従事され、他3人の常勤の方、パートの方もおられるということで、農業をされているとのことでした。 申請地は、19ページを御覧ください。 9月4日に現地調査に行って参りました。 現地は周りが農地で、この土地にも既にハウスが建てられ、ポッ

	ト苗も置かれていました。 貸人は健康上、仕事が出来なくなり、誰かに作ってもらいたいとのことでした。 よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
9 番委員 (戸次治夫君)	はい。
議 長	はい、9 番、戸次委員。
9 番委員	1 番ですが、貸人は他県のほうにおられると言われましたが、住所は水俣市になっていますけど。
1 番委員	水俣市は親のほうで、今は誰も住んでおられません。
事務局 (山本千夏君)	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	事務局、山本のほうから説明させていただきます。 譲渡人は、会長が言われたように他県にお住まいだったようですが、お調べしたところ、今年の6月に転入されてこられたということでお聞きしております。 住所は、水俣市に在住という事です。 よろしく申し上げます。
9 番委員	はい、わかりました。
事務局	農業は、されないというお話でした。
1 番委員	すみません、私は他県に居る時に何回か交渉とかしていましたものですから。

議 長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第５３号、農用地利用集積計画の申出についての新規設定の１番、及び一括方式の１番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第５３号、農用地利用集積計画の申出についての新規設定の１番、及び一括方式の１番については、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 続きまして、議第５３号、農用地利用集積計画の申し出についての所有権移転の１番、を審議いたします。 なお、所有権移転の１番の利害関係者である鬼塚委員は、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、議事に参与することはできませんので、鬼塚委員の退場をお願いします。
	(鬼塚委員退場)
７番委員 (山内英明君)	はい、議長。
議 長	はい、７番、山内委員をお願いします。
７番委員	議第５３号、農用地利用集積計画の申出の１番と２番、議案書は、１７ページの御説明いたします 所有権移転の申出です。 先程、事務局から説明がありました、農地中間管理機構の特例事業ということで、今回は農地の所有者から、農業公社への所有権移転、いわゆる農業公社が一旦、購入をする手続きになります。 所有権を移転する者、所有権を受ける者は、議案書１７ページの１番、２番に記載のとおりです。 土地の所在は、議案書記載のとおりで、地目は畑です。 ３筆合計７２８㎡です。 果樹園で、みかんの木が植わっています。 この土地、将来農業公社に売り、購入予定者は記載のとおりなんですが、記載されている方が将来、農業公社からまた購入するということになっておりまして、１０ａあたりの単価は、記載のとおりで、最近の取引として、公社としては、妥当な金額であるということ、この価格になりました。 購入者の経営面積は、５．６haで、不知火の加温、無加温、露地栽培、甘夏栽培を家族４名で従事されており、６０歳未満の従事者は２名です。

	水俣では、規模の大きい果樹園を経営されております。 土地購入地は、購入者の自宅の真裏になります。 露地の果樹が植わっております。 申出地は、２０ページを御覧ください。 農業公社より購入予定者の自宅の真裏になります。 現地を見に行きましたが、果樹が植わっており、隣は、購入予定者の方のハウスも建っていきまして、自宅からは直ぐ傍ということになりますので、この度、土地所有者から農地利用集積計画の申出について確認したところ、高齢で農作業が出来ないので、隣地を耕作している、買入予定者の方に相談をして、譲り受けたいと申出がありましたので、公社を通じて売買になったということです。 また、８月２３日に、申し出、受け手、農業公社の担当者、農業委員会会長、並びに事務局担当、農業委員を交えての確認、仮契約が行われました。 中間管理機構への特例事業の要件は満たしているということでした。 よって、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
９番委員	はい。
議 長	はい、９番、戸次委員。
９番委員	現況が、果樹が植わっているということで、成園ですね。 成園の中で、１０ａあたりの単価、これは中間管理機構だから安いのかなと考えましたがどうでしょうか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	農業公社のほうに、過去の事例ということで、買収意見書という中で、書かせていただいております。近傍地事例ということで、過去の事例ですね。 その中では、平成２７年の大字〇〇が、１０ａあたり２５０，０００円。 大字△△が、１０ａあたり２８４，０００円。

	大字□□で、10a あたり345,000円、といった事例がありまして、今回の事例も比較しまして、特に高いとか安いとかいうのはないという判断を、農業公社はされたようです。
9 番委員	農業公社が入ったら、安く手に入るのかなというのは無いということですね。 買う側としたらですよ。
議 長	農地を買うわけですよ。 さっき、この説明の時に、ハウスや小屋は入っていない。
9 番委員	みかんの成園としたら、安いんじゃないかと思ったので、安く買えるんだったら、中間管理機構も中に入れたらいいのかなと思って。
7 番委員	農業公社が言われるには、公社が買い入れたら公示価格みたいになるから、とびぬけて高くしたり、安くしたりしたら、地域の取引に問題があるから、妥当な線で取引をお願いしているということでした。 23日のときの説明は。
9 番委員	中間管理機構が登記とかそっちのほうも、補助までしてくれるということ。
7 番委員	物凄く条件良いですよ。 登記をしてくれて、売手からの手数料が1%ですよ。 買い手は、登記をしてくれて、2%ですよ。 普通の不動産屋だったら3%取られ、その上に登記代を取られるわけです。 農地を買うんだったら、得ですよ。
議 長	損得じゃなく、農地の価格だけの問題を整理してるわけですので。 税金とかは、ここで買えば登記代もいらないと、そこは特例で有利だけど、結局、農地の単価ですので。 今までの事例でしか買えないわけですので。
9 番委員	妥当な価格ということですね。
議 長	公社、農業委員とみんなで話合いをして、どこで妥当かを話しながら出していますので。 3条申請で5条申請じゃありませんので。
3 番委員	この後、議題になるんですが、令和6年度の田畑売買価格、これによれば樹園地は成園で、700,000円となっていますね。 それに比べたら安いんじゃないですか。

1 2 番委員 (前田 仁君)	あくまでも土地の値段だから、小さいとか大きいとかで、単価を決めるわけじゃないと思うんだけど。
3 番委員	未成園で500,000円。
1 2 番委員	農地だけ、土地だけの話。 そこに ハウスが建っていれば、ハウス代を話し合いで払うんじゃないのか。
議 長	この中で道もあるんですよ。 道は登記して道になっているから、道は別に買わなければいけない。 農地だけの問題。
3 番委員	土地だけという事は、みかんの木はみかんだけ別に出すということですか。
議 長	そこは買う人と売る人の話し合いで。 これに載っているのは樹園地だから、今ここで話しているのは農地なんです。
5 委員 (淵上正嗣君)	木の値段は、まだ決まっていないということですか。
議 長	そこは、売り手と買い手でどうするか、上物はどうするか、ハウスとかもどうするか分からないけど、農地の売買です。 それに載っているには樹園地ですから。 樹園地で載っているから、また樹園地で買う時はまた樹園地で。 公社を通せば、農地しか公社は買いません。 私達も、担当の山内委員も立ち会ってもらって、お互いこれでいいということで設定をしているわけです。 さっきも言ったように、8,000,000円までの税金がいらないうけれども、土地が4,000,000円でハウスが4,000,000円で8,000,000円ですけど、4,000,000円のハウスは、公社は取り扱わない。 8,000,000円になれば、土地代が1haは800,000円とかになるから、今、言ったように270,000円とか飛びぬけて高くなるようなことはあり得ないということです。 公社が取り扱うのは農地だけです。 道も分筆してある道、入口の所の道は、自分達で売買は済んでいるんだと思います。
1 2 番委員	近隣の樹園地とかを見て、整合性をとらないといけないということですね。

議 長	最初言ったように、公社を通した時は、農地だけの取引になります。
8 番委員 (西本和代君)	この 8, 0 0 0, 0 0 0 円というのは、一筆の話ですか。 取引の話ですか。
議 長	いや、公社で 1 回の取引の。 以前、ブドウ園の時も、結構もめて、結局、利用権になりましたね。 売買では、8, 0 0 0, 0 0 0 円では、土地代が高いから、公社が受け付けなかった。 ハウスは、別に買ってくださいと。 売る方も、ハウス込みで売れば 8, 0 0 0, 0 0 0 円で、そこら辺を利用しようとしたら、利用させませんので。公社ですの。 事例があるときには、事務局と話し合いながら取引をしてもらえば、問題がないと思います。
議 長	いいですか。 他にはございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 5 3 号、農用地利用集積計画の申出についての所有権移転の 1 番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 5 3 号、農用地利用集積計画の申出についての所有権移転の 1 番については、承認することに決定いたします。 鬼塚委員の入場を認めます。
	(鬼塚委員入場)
議 長	次に移ります。 議第 5 4 号、令和 6 年度田畑売買価格等の決定について、を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。

事務局	議第５４号議案について、御説明申し上げます。 議案書は、２１ページになります。 令和６年度田畑売買価格等の決定について、を御覧ください。 順に説明いたします。 議案書、２２ページを御覧ください。 １番の目的ですが、田畑の売買価格等については、毎年、全国農業会議所、都道府県農業会議が、田畑売買価格の動向等を把握し、農業政策の立案のための資料とするため、実施をしています。 調査方法は、昭和２５年１月１日当時の市町村を調査対象区域とし、都市計画法の線引きの有無、農地法により区分等を調査し、中程度の田、及び中程度の畑、並びに樹園地が調査対象となっています。 つまり、自治体内部で平均的な田畑が、どのくらいの価格で取引されるのが妥当か、農業委員会が見解をまとめるというものになります。 次に２番、本市の対応ですが、水俣市におきましては、調査要領により、昭和２５年当時の市町村である水俣市と、旧久木野村である久木野地域を対象に、田畑をそれぞれ上中下の３区分で選定した１０１筆の農地につきまして、税務課に固定資産評価額の推移の調査を行いました。 今回の調査については、表の中ほどの「３調査概要」に記載していますが、全てにおいて、昨年度と固定資産税評価額に変更がありませんでしたので、横這い、据え置き、となっています。 この結果につきましては、令和６年８月９日に行いました、会長、副会長を含む代表者会議において、全体的な据え置き方針については、確認をしていただきました。 そこで、本農業委員会においては、４番売買価格案のとおり、水俣市と久木野地域、それぞれの田畑の上中下、水俣市の果樹園、さらに水俣市の田畑の農用地区域内の中の価格を昨年度と同額のまま、参考数値としての売買価格としたいと考えていますので、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第５４号、令和６年度田畑売買価格等の決定については、本案のとおり決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第５４号、令和６年度田畑売買価格等の決定については、本案のとおり決定いたします。

	次に移ります。 議第５５号、令和６年度水俣市農地賃借料情報の公示について、を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	議第５５号、令和６年度水俣市農地の賃借料情報の公示について、御説明いたします 議案書は、２４ページになります。 これは、農地法第５２条の規定により、農業委員会は農地の賃借等の動向を収集整備し、提供することが求められていたため、公示を行おうとするところです。 この賃借料については、令和５年１月から１２月までに締結された農地の、１０ａ当たりの賃借料水準、つまり実勢の賃借料を集計して、貸し借り平均額を目安とし、算出しています。 この平均額は、算出結果を切り捨て、１００円単位としています。 尚、この金額に拘束力はなく、あくまで参考として提供して公示していますので、実際の契約の際には、貸手、借手の双方で良く話し合って決めていただくことになります。 集計の方法ですが、市内の農地を、田、畑、樹園地毎に集計し、田にあっては市街地、圃場整備済区域をＡ地区、その他の区域をＢ地区とし、集計をしています。 物納で米の場合は、６０kg当たり１３，０００円で換算しています。 その結果、田のＡ地区とＢ地区、畑、樹園地について、それぞれの表の右欄に記載したデータの数から、平均値、最高値、最低値を求めています。 具体的な金額については、議案書記載の表のとおりです。 また、今年度の公示分を含め、過去５ヵ年分の推移については、一番下の表に記載しています。 尚、データについては、異常に高額な物と低額の物については、全体から除いて集計しています。 今回、田のＢ地区の金額が若干上がっていますが、データが少なかったためと思われます。 この結果については、令和６年８月９日に行いました、会長、副会長を含む代表者会議において、確認をいただきました。 その際、一部データが漏れており、今回計算しなおしたため、若干数字が変わっています。 つきましては、この表により公示を行おうと思いますので、御審議の程よろしく願いいたします。

議 長	事務局より説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
9 番委員	はい。
議 長	はい、9 番、戸次委員。
9 番委員	一番下の参考ですが、R 5 が 2 つありますが、どのように見たらいいですか。
事務局	失礼いたしました。 一番右側が、R 6 の誤りです。 修正をお願いいたします。
7 番委員	はい、議長。
議 長	はい、7 番、山内委員。
7 番委員	物納の場合は、6 0 kg あたり 1 3, 0 0 0 円となっていますが、 今年は、すごく米が高いですね。 6 0 kg 辺り、1 8, 0 0 0 円か 2 0, 0 0 0 円近いんですよ。
議 長	これは、政府が決めた単価を出しているのであって、お金じゃないですね。 確定申告をするときに、米を申告するときは 1 3, 0 0 0 円となっていますので。
7 番委員	はい、わかりました。
議 長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 5 5 号、令和 6 年度水俣市農地賃借料情報の公示については、本案のとおり決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 5 5 号、令和 6 年度水俣市農地賃借料情報の公示については、本案のとおり決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第 1 5 回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員